

西宮市山口支所複写機利用費実費弁償要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、西宮市山口支所における複写機の利用に伴う実費の徴収に関し、必要な事項を定める。

(利用制限)

- 2 次の各号に該当する場合は、複写機の利用を許可しない。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - (2) 職員による複写を承認しない場合
 - (3) その他、支所長が利用を不相当と認める場合

(費用弁償の額)

- 3 実費は複写用紙1枚について10円とする。

(領収書の発行)

- 4 実費を徴収した際は西宮市山口支所出納員による領収書を発行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。